

# タクシー運賃の改定について審査を開始します (旧島根県本土地区)

令和8年1月15日に島根地区(※1)のタクシー事業者から最初の運賃改定要請があり、その後、3ヶ月間の受付期間中に要請書(申請書)を提出した事業者の合計車両数が、当該地区の事業者全体の車両数の5割以上に達したことを受け、運賃改定の要否判定を行ったところ、改定が必要との判定になったことから、運賃改定の審査を行うこととなりました。

運賃改定要否の判定にあたっては、運賃改定要請(申請)を行った事業者の中から標準的な経営を行っている事業者(以下「標準能率事業者」という。)を選定し、実績年度(令和6年度)の収入及び原価等に基づき収支率を算定した結果、当該収支率が100%を下回ったことから、運賃改定が必要と判定したものです。

なお、今回は従前の旧島根県本土地区に限り運賃改定を行う予定であり、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

## ※1 島根地区(島根県全域)

旧島根県本土地区 ----- 島根県のうち隠岐郡を除く全域

旧島根県隠岐地区 ----- 島根県隠岐郡の区域

### 1. 運賃改定要請(申請)受付期間

令和8年1月15日～令和8年4月14日

### 2. 運賃改定要請(申請)状況(令和8年4月14日時点)

	要請(申請)状況		
	要請(申請)事業者数	車両数	申請率
島根地区	40者 (89者)※2	718両 (930両)※3	77.2%
旧島根県本土地区	40者 (76者)※2	718両 (882両)※3	81.4%
旧島根県隠岐地区	0者 (13者)※2	0両 (48両)※3	0%

※2 括弧書きは、各地区の事業者数

※3 括弧書きは、各地区の事業者全体の車両数

#### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車交通部 旅客第二課 やまなか たけたに 山中・竹谷

TEL 082-228-3450

## 【参 考】

### ■標準能率事業者の選定基準

次の基準に該当する者を除いた者を標準能率事業者とする

#### 1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を経営する事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

#### 2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

#### 3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者